

# 岐阜県公報

第 二 千 三 号

平成二十年十一月二十八日

(金曜日)

## 目次

### 規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

(法務・情報公開課) 七六八<sup>ハ</sup>

### 人事委員会規則

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 七六八

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(同) 七六八

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 七六九

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 七六九

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同) 七六九

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 七七〇

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 七七一

### 公安委員会規則

岐阜県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

(警 務 課) 七七二

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(同) 七七二

## 告 示

平成十九年度決算に基づき算定した健全化判断比率

(財 政 課) 七七二

平成十九年度決算に基づき算定した資金不足比率

(同) 七七三

恵那市の区域内の字の区域変更

(市 町 村 課) 七七三

道路の区域変更

(道路維持課) 七七三

道路の供用開始

(同) 七七四

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 七七四

政治団体の異動事項の公表

(同) 七七五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 七七九

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 七七九

## 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七八〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 七八〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 七八一

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 七八一

規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十五号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十九年岐阜県規則第三十七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員的人事記録に関する規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表職務復帰の項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同表公益法人等派遣の項上欄中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改め、同項下欄中「岐阜県公

益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同表特定法人派遣の項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同表公益法人等派遣の期間延長の項中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第六条第二号及び第二十五条の七第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第二十九条の二の五第一号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第二十九条の二の七の三中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第七十二条第四項第一号中「公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第三号中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十四年岐阜県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第五号中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第三条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項第六号八、同項第七号及び第八項第三号中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第二十九条の二の五第一号及び第七十二条第四項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一

部を次のように改正する。

第二条第七号中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第二条の六第四項第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する条例施行規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。第五十四条)を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号。以下「法」という。第三条第一項第三号)に改め、同条第三項中「第五十四条」を「第三条第一項」に改める。

別記第二号様式中「規約は、地方公務員法」を「規約は、地方公務員法(昭和25年法律261号)」に改める。

別記第六号様式中「地方公務員法第5条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部改正)

第一条 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五号第二項第四号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(以下「公庫」という。)」を「沖縄振興開発金融公庫」に、「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十六条第三号中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第二十一条第一項及び別表第八備考中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則(平成十一年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第五条第二項第四号の改正規定(「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(以下「公庫」という。)」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める部分に限る。)及び第十六条第三号の改正規定並びに第一条の規定は、公布の日から施行する。

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

第一条中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第二条(見出しを含む)中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第六条第一項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第一条第二項第一号に該当する公益法人等の項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、「財団法人岐阜県イイベント・スポーツ振興事業団」の下に「昭和五十三年五月一日に財団法人岐阜県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県環境管理技術センター」の下に「平成元年五月十九日に財団法人岐阜県環境管理技術センターという名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県教育文化財団」の下に「平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県研究開発財団」の下に「平成六年十月二十五日に財団法人岐阜県研究開発財団という名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県健康づくり財団という名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県建設研究センター」の下に「昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県国際交流センター」の下に「平成元年三月三十一日に財団法人岐阜県国際交流センターという名称で設立された法人をいう。」「を、「財団法人岐阜県産業経済振興センター」の下に「昭

和四十五年四月一日に財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県浄水事業公社」の下に「平成二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県体育協会」の下に「昭和四十七年七月二十四日に財団法人岐阜県体育協会という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人ソフトヒアジャパン」の下に「平成六年三月三十一日に財団法人ソフトヒアジャパンという名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター」の下に「平成三年四月一日に財団法人花の都ぎふ推進センターという名称で設立された法人をいう。」を加え、同表条第二第一項第二号に該当する公益法人等の項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、「財団法人木曾三川水源造成公社」の下に「昭和四十四年一月二十三日に財団法人木曾三川水源造成公社という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県観光連盟」の下に「平成四年六月二十五日に財団法人岐阜県観光連盟という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県森林公社」の下に「昭和四十一年十一月一日に財団法人岐阜県森林公社という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県農畜産産社」の下に「昭和四十八年四月二十八日に財団法人岐阜県農畜産産社という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県魚苗センター」の下に「昭和五十八年一月四日に財団法人岐阜県魚苗センターという名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県公衆衛生検査センター」の下に「昭和四十八年二月二十一日に財団法人岐阜県公衆衛生検査センターという名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人セラミックパーク美濃」の下に「平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人ダム技術センター」の下に「昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人飛騨地域地場産業振興センター」の下に「昭和五十八年七月十二日に財団法人飛騨地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人リバーフロント整備センター」の下に「昭和六十二年九月一日に財団法人リバーフロント整備センターという名称で設立された法人をいう。」を加え、同表条第二第一項第三号に該当する公益法人等の項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同表条第二第一項第四号に該当する公益法人等の項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、「財団法人大垣市医師会」の下に「昭和二十二年十一月一日に財団法人大垣市医師会という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人岐阜県職員互助会」の下に「昭和五十九年三月三十一日に財団法人岐阜県職員互助

会という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人自治体衛星通信機構」の下に「平成二年二月十九日に財団法人自治体衛星通信機構という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人自治体国際化協会」の下に「昭和六十三年六月二十七日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人地域活性化センター」の下に「昭和六十年十月一日に財団法人地域活性化センターという名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人地域創造」の下に「平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立された法人をいう。」を加える。

別記第一号様式中「財団法人岐阜県入職者の職員の派遣等に関する規程」を「財団法人岐阜県入職者の職員の派遣等に関する規程」に改める。  
別記第二号様式中「財団法人岐阜県入職者の職員の派遣等に関する規程」(平成14年財団法人岐阜県入職者の職員の派遣等に関する規程)を「財団法人岐阜県入職者の職員の派遣等に関する規程」に改める。

附則  
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則(平成十九年岐阜県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「法人は」の下に「、沖縄振興開発金融公庫のほか」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。  
第八条第二項中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益

的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第九条第一号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第十一条第一号中「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「規定する公益法人等」を「規定する公益的法人等」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

### 公安委員会規則

岐阜県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

岐阜県公安委員会規則第一号は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第五号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改め、同条に次の一号を加える。

七 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。

附則

この規則は、平成二十年十二月十八日から施行する。

### 告示

岐阜県告示第六百五十六号

平成十九年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率

(単位：%)

(3.75)	(8.75)	16.1 (25.0)	247.2 (400.0)
--------	--------	----------------	------------------

(注) 1 ( ) 内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。  
2 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第六百五十七号

平成十九年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十二條第一項の規定により公表する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
岐阜県病院事業会計	(20.0)
岐阜県水道事業会計	(20.0)
岐阜県工業用水道事業会計	(20.0)
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)

(注) 1 ( ) 内には、経費健全化基準を記載した。  
2 資金不足額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第六百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十條第一項の規定により、恵那市の区域内の字の区域を変更した旨恵那市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲

示場に掲げる。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
飯地町字沖田	飯地町字水汲場の一部、字小横立の一部、字梅木坂の一部、字松本の一部、字宮洞の一部、字笹畑の一部
飯地町字松本	飯地町字水汲場の一部、字沖田の一部
飯地町字宮洞	飯地町字沖田の一部

この処分は、県営土地改良事業（飯地地区沖田工区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場  
県庁及び恵那市役所
- 二 掲示物  
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間  
平成二十年十一月二十八日から  
同 年十二月十九日まで

岐阜県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

国道		道の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅	延長	備考
後	前	別後	変更	区域	敷地の幅	延長	備考				
四・四 二七・九	二・八 二・七	ル(メイト)	ル(メイト)	延 長	備考						
一四〇〇	一三〇〇	ル(メイト)	備考								

岐阜県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

国道		道の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅	延長	備考
後	前	別後	変更	区域	敷地の幅	延長	備考				
一三・一 四・九	九・三 三・三	ル(メイト)	ル(メイト)	延 長	備考						
一三・三	一三・三	備考									

岐阜県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
一般	四百七十	飛騨市古川町野口字大平四二	八番九地先地内	三・八	平成 三〇・二・二六	平成 三〇・二・二九
区域	変更	決定	年月日	告示		

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
新しい町をつくる会	高木正宣	谷好彦	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3612 3			
加茂郡古田はじめ後援会	渡辺猛之	板津徳次	加茂郡川辺町比久見63 1			
畑村眞百後援会	畑村眞百	熊谷美毅	恵那市上矢作町2928 2			
林忠義後援会	林雄彦	古田忠利	恵那市笠置町毛呂窪246			

岐阜県選挙権者数調査報告書(平成十八年度)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十条第一項の規定により、岐阜県の国田事項の異動届が提出されたので、同法第七十条の二第一項の規定により、その異動届取次のご報告をいたします。

平成二十一年十一月二十八日

岐阜県選挙権者数調査係  
 総務課 大塚 保 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県参議院選挙区第三支部	(公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
		参議院議員	
自由民主党岐阜県衆議院選挙区支部	主たる事務所の所在地	岐阜市数田南3 1 21	岐阜市六条南2 1 1
自由民主党岐阜県第一選挙区支部	(公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
		衆議院議員	

自由民主党加 町支部	会計責任者	井戸祐司	大竹榮藏
民主党岐阜県参議院選挙区第2支部	国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
浅野健司を支援する会	(公職の種類)	参議院議員	
伊東靖英後援会	主たる事務所 所在地	各務原市蘇原吉新町2 10	各務原市蘇原申子町2 127 6
勝しげゆき後援会	代表者	柘植静一	佐藤宣之
サルビア会	主たる事務所 所在地	恵那市飯地町185 1	恵那市飯地町702
	代表者	勝邦好	西尾英男
全国小売酒販政 治連盟岐阜県支部	国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	野田聖子 栗田議員	
高山金子会	代表者	廣瀬勤	赤塚勝彦
柘植あきお後援会・明るい郷土	代表者	北村育	打江鉄夫
	代表者	神尾寛和	小田文夫



野田聖子後援会 連合会華陽支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会城西支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会木田支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会早田支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会木之本支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会早田支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会京町支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会徹明支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会金華支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会常盤支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会合渡支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会長森北支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会鷹山支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会長森西支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会サルビヤ支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会長森東支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫
野田聖子後援会 連合会島支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	法第19条の7第1会議 員関係政治団 体	野田聖子後援会 連合会長森南支部	公職の候補者の種類 氏名及び公職の区分	野田聖子 衆議院議員	岐阜市白菊町4 34	中 島 利 夫



野田聖子後援会 野田聖子三輪北支 運部	公職の候補者の種類 名及び公職の種類	野田聖子 衆議院議員	聖子 7第1項 国会議員関係政治団 体以外の政治団体	
野田聖子後援会 野田聖子明徳支 部	公職の候補者の種類 名及び公職の種類	野田聖子 衆議院議員	聖子 7第1項 国会議員関係政治団 体以外の政治団体	
野田聖子後援会 野田聖子柳澤支 部	公職の候補者の種類 名及び公職の種類	野田聖子 衆議院議員	聖子 7第1項 国会議員関係政治団 体以外の政治団体	
堀井文博を育て る会	代 表 者 主たる事務所の所 在地	堀 戸 謙 介 恵那市岩村町142 4	後 藤 政 弘 恵那市岩村町240	

八洲会(山下八 洲夫後援会)	国会議員関係政治 団体の区分	法第19条の7第1項 国会議員関係政治団 体以外の政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
(公職の種類)	公職の候補者の種類 名及び公職の種類	参議院議員 山下八洲夫 参議院議員	

岐阜県選挙管理委員会告示第九十号

岐阜県選挙管理委員会(昭和三十二年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政  
党(日本進歩党)の支部(昭和三十二年法律第九十四号)第七項の規定により、その候補者を次のとおり  
指名する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党本巣支部	後 藤 寿太郎	浅 野 英 彦	本巣市金原214	平成20年 11月11日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
奥田俊昭後援会	佐 橋 慶 彦	大 島 昭 彦	可児市土田2809	平成20年 9月29日			

平成二十年十一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定によ  
り、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定  
により、その異動事項を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸	届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧

岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
役所	役所	役所	役所
を	を	を	を
支	支	支	支
所	所	所	所
の	の	の	の
所在地	所在地	所在地	所在地
岐阜市	岐阜市	岐阜市	岐阜市
2丁目	2丁目	2丁目	2丁目
10番	10番	127番	6番

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十一月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレンドリー岐阜
- 三 代表者の氏名 飛驒 太郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市曾我屋三丁目一六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、国内及び海外に在住する市民に対して、生涯にわたり、スポーツのできる環境を作り、市民の健康と福祉の向上を図るとともに、国内外におけるボランティア及び福祉活動を通じ、国内及び海外の市民との交流を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月三十日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きふ音楽療法協会

- 二 代表者の氏名 井手 律子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市藪田南五丁目一四番二号 岐阜県シンクタンク庁舎三階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、音楽を媒介にして、人々の健康増進や生活の質（QOL）の向上のために、深く音楽療法を学び実践することにより、人々の健康と音楽療法の発展に積極的に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
なお、その届出書等は平成二十年十一月二十八日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十年十一月十二日
- 二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称)ゲンキー 富加店 加茂郡富加町羽生字七条 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十一年七月十三日
- 五 店舗面積

二、五三三平方メートル  
六 駐車場の収容台数

一八四台

七 荷さばき施設の面積  
一一二平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十一月二十八日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年十一月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂書店

三 建物の名称及び所在地

（仮称）パロー瑞浪中央ショッピングセンター〔Bゾーン〕

瑞浪市土岐町内沼七四三八 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置

（変更前）駐車場B

（変更後）駐車場B及びA 3（共用）

駐車場の出入口の位置及び数

（変更前）合計三ヶ所  
（変更後）合計九ヶ所

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十年十一月十九日	有限会社 本田建設	代表取締役 本田 勝義	郡上市白鳥町 那留一五〇二番地の四四〇	般十六一 三二七三	土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、ほ装及び水道施設工事業
平成二十年十一月四日	株式会社 大友産業	代表取締役 大野 幸司	関市武芸川町 跡部六四五番地の三	般十七一 五〇七六	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業

教示

この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に岐阜県知事に異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、処分の日から一年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して六箇月以内に岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜

県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内であつて、処分又は決定の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

平成二十年十一月二十八日印刷  
平成二十年十一月二十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))